

静産廃第116号  
令和2年2月12日

医療廃棄物処理業者様

(公社) 静岡県産業廃棄物協会  
会長 鈴木洋佑

新型コロナウイルスによる感染性廃棄物への対応について

日頃から、当協会の運営にご支援ご協力を賜りますこと厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスに感染した患者が、静岡県内の医療機関に搬送されたとの報道発表を受け、別添のとおり、第2種感染症指定医療機関に適正な措置が取られるよう静岡県廃棄物リサイクル課長あてに文書で要請しました。

つきましては、感染性廃棄物の受入れに当たっては、『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月）』に掲げられた基準及び『廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン平成21年3月』に従って処理されるとともに、同マニュアルで「感染性廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該感染性廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書で業者に通知しなければならない」とされていることにご留意願います。

なお、同ガイドラインの一部と県内の第2種感染症指定医療機関一覧を添付します。

静産廃第115号  
令和2年2月12日

静岡県くらし・環境部環境局  
廃棄物リサイクル課長 様

(公社) 静岡県産業廃棄物協会  
会長 鈴木 洋佑

### 新型コロナウイルスによる感染性廃棄物への対応について

日頃から、産業廃棄物の適正処理のためご指導いただいていることに感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルスによる感染拡大防止に向け、政府、地方自治体及び医療関係者の皆様が、日夜ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、横浜港に停泊中のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の乗客の感染拡大が続いています。船内での感染者が拡大していることから、静岡県内の医療機関にも感染者が搬送されているとの報道がされています。

感染拡大防止のため、厚生労働省から令和2年1月31日付で都道府県等衛生主管部あてに通知があり、「医療機関における院内感染対策について（平成26年12月19日付）」等に基づいて、医療機関への指導が求められました。平成26年12月19日付の通知では、感染性廃棄物の処理については、「『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル』に掲げられた基準を遵守し、適切な方法で取り扱うこと」とのみ示され、具体的な事項までは触れられていません。

当面、第2種感染症指定医療機関のみが当事者として対応しているため、これらの医療機関に感染性廃棄物処理マニュアルを周知していただくとともに、「感染性廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該感染性廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書で業者に通知しなければならない」を徹底していただきますようご指導願います。

今回は、受け入れ医療機関名が公表されていないことから、医療廃棄物の処理業者及び従業員の不安が増大しているとの声がありますので、感染性廃棄物が適正に処理され、感染拡大防止につなげるためにもよろしくお願ひいたします。

## 廃棄物処理事業者における感染防止策（例）

業務の内容	感染防止策（例）
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>手袋、マスク等の個人防護具の使用</li> <li>肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用</li> <li>積卸し作業終了後の消毒薬（携行可能な速乾性擦式消毒用アルコール製剤等）による手指消毒の実施</li> <li>事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施</li> <li>運搬車両の定期的な清掃及び消毒の実施</li> </ul>
処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の手選別や運転席が開放された状態の重機の運転等、廃棄物に接触する作業員の個人防護具（手袋、マスク等）の使用</li> <li>肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用</li> <li>作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいの実施</li> <li>施設等の定期的な清掃及び消毒の実施</li> </ul>
事務所における業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用、手洗い及び手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施）</li> <li>訪問者の立入（場所、人数等）を制限</li> <li>訪問者の氏名・住所の把握</li> <li>従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止）</li> <li>事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施</li> <li>訪問スペースへの手洗い場所の設置</li> <li>窓口等でのガラス等の仕切りの設置</li> <li>出張や会議の削減（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>出勤前の体温測定※</li> <li>ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤、在宅勤務等）</li> <li>通勤時のマスクの着用</li> <li>人混みや繁華街への不要不急な外出を控える</li> <li>帰宅時の手洗い、うがいの徹底</li> <li>体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）</li> </ul>

※ 体温測定によりインフルエンザ様症状（38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等）がある場合は出勤しない等の対応をとることが重要である。

「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）環境省から抜粋

## 県内第二種感染症指定医療機関（10病院 46床）

二次医療圏	病院名	所在地	指定病床数
賀茂	下田メディカルセンター	下田市	4
熱海伊東	国際医療福祉大学熱海病院	熱海市	4
駿東田方	裾野赤十字病院	裾野市	6
富士	富士市立中央病院	富士市	6
静岡	静岡市立静岡病院	静岡市	4
志太榛原	市立島田市民病院	島田市	6
中東遠	中東遠総合医療センター	掛川市	4
	磐田市立総合病院	磐田市	2
西部	国民健康保険佐久間病院	浜松市	4
	浜松医療センター	浜松市	6

静岡県ホームページより